

北海道オホーツク地区における雄武漁業協同組合の資源管理協定

協定締結日 令和 6 年 1 月 1 8 日

協定認定日 令和 6 年 2 月 6 日

(目的)

第 1 条 本協定は、雄武漁業協同組合に所属する漁業者によって漁獲される水産資源の管理に関して、当該水産資源の資源管理の方向性の達成を目的として、本協定に参加している者（以下「参加者」という。）により、当該水産資源に関して自主的な資源管理の目標を定め、当該資源管理の目標の達成のために具体的な取組を行うことで、もって当該水産資源の保存及び管理を図るものである。

(本協定の対象となる水域、水産資源の種類及び漁業の種類)

第 2 条 本協定の対象となる水域、水産資源の種類、漁業の種類は、それぞれ次のとおりとする。

	水域	水産資源の種類	漁業の種類
(1)	雄武地区地先海面	さけ、くろまぐろ	さけ定置漁業
(2)	雄武地区地先海面	ます、くろまぐろ	ます小定置漁業
(3)	雄武地区地先海面	けがに	かにかご漁業
(4)	雄武地区地先海面	たこ類	たこ漁業（はこ）
(5)	雄武地区地先海面	するめいか、ほっけ、かれい類	いか・ほっけ・かれい底建網漁業
(6)	雄武地区地先海面	なまこ類	なまこけた網漁業
(7)	雄武地区地先海面	ほたてがい	ほたてがいた網漁業
(8)	雄武地区地先海面	こんぶ	こんぶ漁業

(資源管理の目標)

第 3 条 本協定における資源管理の目標は、次のとおりとする。

さけ	北海道資源管理方針（令和 2 年 12 月 25 日公表。以下同じ。）別紙第 3－1 さけ（しろさけ）北海道海域に定める資源管理の方向性
ます	北海道資源管理方針別紙第 3－3 からふとます（日本系）に定める資源管理の方向性
けがに	北海道資源管理方針別紙第 3－15 けがにオホーツク海域に定める資源管理の方向性
たこ類	北海道資源管理方針別紙第 3－18 みずだこ北海道海域及び同別紙 3－19 やなぎだこ北海道海域に定める資源管理の方向性
するめいか	資源管理基本方針（令和 2 年農林水産省告示第 1982 号。以下同じ。）別紙第 2－12 するめいかに定める目標
ほっけ	北海道資源管理方針別紙第 3－20 ほっけ道北系群に定める資源管理の方向性
かれい類	北海道資源管理方針別紙第 3－25 まがれい北海道北部系群及び同別紙第 3－26 そうはち北海道北部系群並びに第 3－38 くろがしらかれい石狩湾以北～オホーツク海海域に定める資源管理の方向性
なまこ類	北海道資源管理方針別紙第 3－50 なまこ類北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
ほたてがい	北海道資源管理方針別紙第 3－54 ほたてがい北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
こんぶ	北海道資源管理方針別紙第 3－61 りしりこんぶ北海道周辺海域に定める資源管理の方向性
くろまぐろ	資源管理基本方針別紙第 2－1 くろまぐろ（小型魚）及び同別紙第 2－2 くろまぐろ（大型魚）に定める目標

(資源管理の目標の達成のための具体的な取組)

第4条 前条の資源管理の目標の達成のための具体的な取組は、それぞれ次表に掲げるところにより行うものとする。

	取組内容
(1)	(さけ) ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、網走管内さけます資源対策協議会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。 ・一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会と連携し、さけ親魚捕獲及びさけ稚魚放流を行う。 (くろまぐろ) ・北海道くろまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くろまぐろ(大型魚)漁業の資源管理協定を遵守する。 ・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。(強度な資源管理)
(2)	(ます) ・道が定めるふ化放流計画の放流数を確保するために必要な「再生産親魚の河川遡上数」を確保する。 ・必要尾数に達しない場合、又は達しないことが見込まれる場合には、網走管内さけます資源対策協議会で別途定める親魚確保のための必要な措置を行う。 ・一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会と連携し、ます親魚捕獲及びます稚魚放流を行う。 (くろまぐろ) ・北海道くろまぐろ(小型魚)漁業及び北海道くろまぐろ(大型魚)漁業の資源管理協定を遵守する。 ・資源管理基本方針及び北海道資源管理方針に定められたくろまぐろ(小型魚)及びくろまぐろ(大型魚)に係る資源管理の内容を遵守するとともに、漁業法第31条及び第32条第2項の規定に基づき知事が行う公表、助言、指導又は勧告に関する運用指針に基づく助言、指導または勧告の内容を実施するものとする。(強度な資源管理)
(3)	(けがに) ・漁業者毎に定められた漁獲上限(許容漁獲量)を遵守することとする。(漁獲量制限) 漁獲量が許容量に達する前に雄武漁協毛がに部会において操業終漁等について決定し、参加者は許容量を超過することがないよう雄武漁協より指示された漁獲制限等の措置を遵守する。
(4)	(たこ類) ・操業期間の59日間以上を休漁(漁獲努力量規制) ・みずだこ2.5kg未満は海中還元(漁獲物重量規制) ・禁漁区域の設定(操業区域規制)
(5)	(いか、ほっけ、かれい類) ・操業期間の89日間以上を休漁(漁獲努力量規制) ・身網長37m以内、垣網長150m以内、網立10m以内(漁具規制) ・体長15cm未満のまがれい、そうはちの漁獲量制限及び海中還元(漁獲物体長規制)

(6)	(なまこ類) ・操業期間の 92 日間以上を休漁（漁獲努力量規制） ・水深 10m 以浅の海域の操業禁止 ・ほたてがい漁場区域の操業禁止（5 月 1 日～6 月 15 日）（操業区域規制） ・体長 8 cm 未満の個体の採捕禁止（漁獲物体長規制）
(7)	(ほたてがい) ・操業期間の 10%以上を休漁（漁獲努力量規制） ・種苗放流
(8)	(こんぶ) ・操業期間の 61 日間以上を休漁（漁獲努力量規制）

（取組の履行確認に関する事項）

第 5 条 前条の具体的な取組の着実な実施を担保するため、全ての参加者に対して、少なくとも年 1 回、前条の具体的な取組の履行確認を行うこととする。

2 全ての参加者は、前項の履行確認に協力するものとする。

3 第 1 項の履行確認は、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

4 第 1 項の履行確認においては、前条の取組のうち、漁業の種類ごとに、それぞれ次表に掲げた証拠書類等を基に確認することとし、次表に記載の無い取組については、当該取組を確実に履行した旨を確認することとする。

	履行確認における証拠書類等
(1)	(さけ) ○再生産親魚の河川遡上数の確保 ・一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会全体でふ化放流計画に定める捕獲数の証明書 ○網走管内さけます資源対策協議会で別途定める親魚確保のための必要な措置 ・協定管理委員会による漁具の撤去証明書、漁協伝票等 (くろまぐろ) ○漁獲実績がある場合 ・実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ○漁獲実績がない場合（放流実績） ・実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真

(2)	(ます) ○再生産親魚の河川遡上数の確保 ・一般社団法人北見管内さけ・ます増殖事業協会全体でふ化放流計画に定める捕獲数の証明書 ○網走管内さけます資源対策協議会で別途定める親魚確保のための必要な措置 ・協定管理委員会による漁具の撤去証明書、漁協伝票等 (くろまぐろ) ○漁獲実績がある場合 ・実施報告書、実施状況確認表、漁獲割当量確認表 ○漁獲実績がない場合（放流実績） ・実施報告書、実施状況確認表、操業日誌、放流の動画又は写真
(3)	(けがに) ○漁獲上限（許容漁獲量）の遵守 ・漁協伝票、組合長証明書など
(4)	(たこ類) ○休漁 ・漁協伝票又は組合長証明書など
(5)	(いか、ほっけ、かれい類) ○休漁 ・漁協伝票又は組合長証明書など
(6)	(なまこ類) ○休漁 ・漁協伝票又は組合長証明など
(7)	(ほたてがい) ○休漁 ・漁協伝票又は組合長証明書など
(8)	(こんぶ) ○休漁 ・実施報告書、漁協伝票

(漁獲量等の漁獲関連情報の報告)

- 第6条 全ての参加者は、漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第30条第1項、第58条において読み替えて準用する第52条第1項及び第90条第1項の規定に基づき、漁獲量及び漁獲努力量、資源管理の状況等を北海道知事に報告するものとする。
- 2 全ての参加者は、協定の実施のために必要とされる履行確認や効果の検証等の情報を積極的に北海道及び資源管理協議会に報告するものとする。

(取組の効果の検証に関する事項)

- 第7条 第5条の具体的な取組の対象魚種の保存及び管理に対する有効性を確認するため、本協定の有効期間の2分の1を経過した時及び当該有効期間の終了時に、本協定の取組の効果の検証を行うこととする。
- 2 前項の規定にかかわらず、対象魚種の資源評価が行われた結果、資源管理基本方針及び北海道資源管理方針において重大な変更があった場合には、当該変更があった日から1年以内に検証を行うこととする。
- 3 前2項の検証は、直近の資源評価の結果及び前条で報告された情報その他参考となる科学的知見に基づき、北海道に設置された資源管理協議会において行うこととする。

(協定に違反した場合の措置)

- 第8条 参加者による資源管理の目標の達成のための具体的な取組、当該具体的な取組の履行確認への協力その他の本協定及び本協定の規定に基づく要領、規約等の内容に対する違反の疑義が認められた場合には、当該違反の疑義の内容について北海道に設置された資源管理協議会に報告し、調査及び協議することとする。
- 2 前項の調査及び協議の結果、違反したことが明らかになり、かつ、その違反の程度が重大なものであった場合には、当該参加者の本協定の遵守が要件となる国及び北海道からの補助を受けることができないこととする。この場合において、当該補助を受けることができない期間は、違反をした年度とする。

(協定への参加及び協定からの脱退)

- 第9条 協定管理委員会は、本協定に参加しようとする者に対して、参加届出書により参加する旨の届出を行わせるものとする。この場合において、本協定への参加は、協定管理委員会が当該参加届出書を受理した時点で行われるものとする。
- 2 参加者の住所又は氏名若しくは名称に変更が生じたときは、当該参加者は、協定管理委員会に対して、変更届出書により当該変更の内容の届出を行うものとする。
- 3 参加者が本協定を脱退しようとする場合には、当該参加者は、協定管理委員会に対して、脱退届出書により当該協定からの脱退を申し出るものとする。この場合において、本協定からの脱退は、協定管理委員会が当該脱退届出書を受理した時点で行われるものとする。

(協定の有効期間)

- 第10条 本協定の有効期間は、協定施行の日から5年間（令和6年1月18日から令和11年1月17日まで）とする。

(議決権及び決議)

第 11 条 本協定の変更並びに本協定の規定に基づく要領等の制定、変更及び廃止等の本協定の決議は、協定管理委員会の決議によるものとし、協定管理委員会の委員（以下、「協定管理委員」という。）の 3 分の 2 の同意をもって行うものとする。

(管理委員会の設置)

第 12 条 本協定を円滑に実施するため、協定管理委員会を設置する。

- 2 協定管理委員は、15 名以内とし、別に定める協定管理委員会設置要領に基づき協定管理委員を選出する。
- 3 協定管理委員会の事務局は、雄武漁業協同組合に設置するものとする。

(管理委員会の機能)

第 13 条 協定管理委員会は、次の各号に掲げる事務を行うものとする。

- 一 協定に違反した参加団体に対する措置に関する事務、協定への参加又は協定への脱退に関する事務その他の本協定に定める事項を実施するために必要な事務
 - 二 法及び漁業法施行令（昭和 25 年政令第 30 号）の規定に基づく報告、申請及び届出（本協定の手続を経たものに限る。）に関する事務
 - 三 その他本協定の手続において管理委員会に委任することが決議された事務（訴訟及び不服申立てを除く。）
- 2 協定管理委員会は、本協定の手続を経た事項について、協定管理委員のうち任意の者に当該事項の履行に関する代理権を付与することができる。
 - 3 協定管理委員会は、第 1 項の事務を行うに当たり必要な経費を参加団体から徴収することができるものとする。

(その他)

第 14 条 本協定に定めのない事項については、協定管理委員会で協議し、決定するものとする。

附 則

本協定は、令和 6 年 1 月 18 日から施行する。